

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の2

		M	N	O	P
		Bの金額から他の税目における更正の請求に基づく減額更正に係る部分を控除した額	Cの隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注10) ①	円	/	※ 円	/
	債務控除額 ②			※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※	
	課税価格(①-②+③) ④	円 .000	円 .000	円 .000	円 .000
	相続税の総額 ⑤	円 00	円 00		円 00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注10) ⑥	円	/	円	/
	債務控除額 ⑦				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧				
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	円 .000	円 .000	円 .000	円 .000
	相続税額 ⑩				
	法第18条の規定による加算額 ⑪				
	税額控除額 ⑫				
	差引税額 ⑬				
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	円 00	円 00	円 00	円 00
	医療法人持分税額控除額 ⑮				
⑬-⑭-⑮ ⑯	チ 円 00	リ 円 00		ヌ 円 00	
増差税額 ⑰	⑲(チ-イ) 円 00	⑲(リ-イ) 円 00	⑲(ヌ-イ) 円 00	⑲(ヌ-イ) 円 00	

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分 相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(相続税)」の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第6項の規定による加算税の基礎となる税額
増差税額	(⑲-⑳) 円	(⑲-㉑-㉒+㉓) 円
加算税の基礎となる税額	(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	(1万円未満の端数切捨て) 円 0,000

(注) 10 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。

11 上記計算明細(次葉の2)中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。